教 高 第 2 4 6 3 号 令和 3 年 (2021年) 12月16日

各 教 育 局 長 名 道 立 学 校 長 札幌市を除く各市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局高校教育課長 柴 田 亨 北海道教育庁学校教育局義務教育課長 行 徳 義 朗 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 金 田 敦 史

成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」の解説動画「1分でわかる成年年齢引下げ」等について(通知) このことについて、別添のとおり文部科学省から通知がありましたのでお知らせします。

(高校教育指導係)

(義務教育指導係)

(特別支援教育指導係)

事 務 連 絡 令和3年12月3日

御中

文部科学省

総合教育政策局生涯学習推進課 地域学習推進課 初等中等教育局教育課程課 高等教育局学生・留学生課

成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」の解説動画 「1分でわかる成年年齢引下げ」等について

この度、法務省民事局参事官室から、成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」解説動画「1分でわかる成年年齢引下げ」及びその解説用資料を制作したとのことで、別紙のとおり、周知の協力依頼がありました。

令和4年4月の成年年齢の引下げの施行まで半年を切りましたが、特にこれから成年を迎える学生・生徒等の若年者に、成年年齢が引き下げられることだけでなく、その意義や、引下げに当たって気を付けておくべきこと等についても十分に理解してもらうことが極めて重要です。

ついては、学生・生徒・保護者等に対して周知を図っていただきたく、都道府 県教育委員会におかれては所管の学校(専修学校及び各種学校を含む。以下、同 じ。)及び社会教育施設その他の教育機関並びに域内の市町村教育委員会(指定 都市を除く。)に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び社会 教育施設その他の教育施設に対して、都道府県及び構造改革特別区域法第12 条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等 に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、各大学、 短期大学、高等専門学校におかれてはその在籍する学生に対して、厚生労働省医 政局及び社会・援護局におかれては所管の専修学校に対して、このことを周知く ださるようお願いいたします。

○動画「1分でわかる成年年齢引下げ」

: https://seinen.go.jp (成年年齢引下げ特設ウェブサイト 「大人への道しるべ」のトップページ)



【本件担当】

< 初等中等教育に関すること> 初等中等教育局教育課程課企画調査係 電話 03-5253-4111 (内線2565)

< 大学・短期大学・高等専門学校に関すること> 高等教育局学生・留学生課厚生係 電話 03-5253-4111 (内線2519)

<専修学校・各種学校に関すること> 総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室専修学校第一係 電話 03-5253-4111(内線2915)

<社会教育施設に関すること> 総合教育政策局地域学習推進課地域学習推進係 電話 03-5253-4111 (内線3455)

【ウェブサイトに関する問合せ先】 法務省民事局参事官室 電話:03-3580-4111

機密性1 完全性1 可用性1

事 務 連 絡 令和3年12月3日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 御中文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 御中文部科学省初等中等教育局教育課程課 御中文部科学省高等教育局学生·留学生課 御中

法務省民事局参事官室

成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」の解説動画「1分でわかる成年年齢引下げ」等を活用した教育機関における学生・生徒等への周知について(依頼)

平素より,成年年齢引下げの環境整備に関する施策を着実に推進していただき,誠 にありがとうございます。

令和4年4月に迫った成年年齢引下げの施行に向けて、これから成年を迎える学生・生徒等の若年者に、成年年齢が引き下げられることだけでなく、その意義や、引下げに当たって気を付けておくべきこと等についても十分に理解してもらい、成年としての自覚も高めてもらうことが極めて重要であると考えております。

当省では、本年4月、成年年齢引下げ後に成年に達する学生・生徒等の若年者を対象とした特設ウェブサイト「大人への道しるべ」を公表いたしましたが、今般、この内容をコンパクトにまとめた解説動画「1分でわかる成年年齢引下げ」を制作いたしました。

つきましては、貴課所管の教育機関等において、本件動画や別添の解説用資料を活用するなどして成年年齢引下げについて学生・生徒等に御周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、本月末を目途に、「大人への道しるべ」に新たなコンテンツ*を追加いたしますので、周知に当たり、御活用いただけますと幸いです。

- ※①6つのテーマ(契約,労働法,税金・年金,少年法,自己破産,著作権法)のマンガ,クイズ及び解説
 - ②クイズ道場(毎日当省 Twitter (@MOJ_SEINEN18) で出題しているものも含めて、12のテーマに関するクイズをまとめたもの)
- ○動画「1分でわかる成年年齢引下げ」
 - : https://seinen.go.jp (成年年齢引下げ特設ウェブサイト 「大人への道しるべ」のトップページ)
- ○成年年齢引下げについて御説明いただく際のポイント等(別添1)
- ○「大人への道しるべ」まとめ(別添2)

【連絡先】

法務省民事局参事官室(担当:周藤,寺畑)

電話:03-3580-4111



成年年齢引下げについて御説明いただく際のポイント(教職員向け) 令和3年12月 法務省民事局参事官室

教職員の皆様方におかれましては、日ごろから成年年齢引下げの周知・啓発に 御協力いただき、誠にありがとうございます。

今般, 法務省民事局において, 成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」の内容をコンパクトにまとめた解説動画「1分でわかる成年年齢引下げ」を制作し, 教職員の皆様において, 学生・生徒等の方々にこの動画や解説用資料を活用するなどして成年年齢引下げについて御周知いただくよう, 御協力をお願いしたところです。

つきましては、学生・生徒等の方々に対する説明に際して御活用いただくことを想定して、別添2のとおり、上記特設ウェブサイトにおいて取り上げた6つのテーマ(成年年齢の意義、契約やクレジットカードの仕組み、お酒や SNS との適切な付き合い方等)についてのポイントをまとめたスライド(「大人への道しるべ」のまとめ)を作成いたしました。

本資料「成年年齢引下げについて御説明いただく際のポイント」は、上記の各 スライドを活用して御説明いただく際に参考としていただくため、特に学生・生 徒等の方々に伝えるべき点を整理したものです。

本資料や各スライドについては、授業等をはじめとした教育課程内外の様々な場を通じて活用いただくことを想定しております。現状、成年年齢が引き下げられても 20 歳を迎えた方を対象として成人式を行う市町村が多いようであり、18 歳になった方を対象として成年に達したことを記念する行事は乏しいことから、本資料や各スライドを使用した授業等を、民法上の成年に達したことの自覚を促す機会として活用いただくことも考えられます。

本資料や各スライドは、合計6つのテーマから構成されておりますが、御説明いただく際には、第1話から第6話までの全てを御説明いただくことはもちろん、例えば第1話のみ、第1話から第3話までといったように、一部分だけを使って御説明いただくことも考えられるところです。

教職員の皆様が成年年齢引下げについて御説明いただくにあたって,本資料等を適宜の方法で御活用いただけますと幸いです。

第1話「大人って何?」のポイント

- 成年年齢の意義は,
 - ・ 親権者の同意なく、一人で確定的に有効な契約をすることができるようになる年齢
 - ・ 親権に服さなくなる年齢
- 成年年齢の引下げは、選挙権年齢の18歳への引下げ等、若者の社会参加 を促進しようという大きな社会の流れに連なるもの。
- 人は生活の中で大小様々な契約をするものであり、社会は、多くの個人や 団体が無数の契約で相互につながることによって形成されている。成年と なり、「一人で契約をすることができるようになる」ことは、そのような 社会に一人前の構成員として迎え入れられるという意味を持つ。
- 成年年齢の引下げには、これからの社会を担う若者に、早い時期から社会、 経済における責任ある経験をしてもらい、社会の構成員として重要な役割 を果たしてもらいたいという願いが込められている。

(解説)

第1話「大人って何?」は、主に成年年齢の引下げの意義や、その背景等について解説しています。

○ 「契約を一人で結ぶことができる」ことの意味

成年年齢は、民法に定められているものであり、「親権者の同意なく、一人で契約をすることができるようになる年齢」、「親権に服さなくなる年齢」をいます。

未成年者が契約を結ぶには、原則として、親権者の同意を得ることが必要です(ただし、お小遣いなど処分の許された財産の範囲内では、自由に契約を結ぶことができます。)。必要な同意を得ずに結んだ契約は取り消すことができ、取り消された契約はなかったことになります。これに対し、成年は、自らの判断で契約を結ぶことができます(年齢を理由として契約を取り消すことはできなくなり、原則として、結んだ契約の内容を守る義務を負います。)。

○ 親権の意味

親権者は、未成年の子に対する監護(生活の面倒を見るなど)し、その財産を管理するなどの権利義務を負っており、例えば、未成年の子が住む場所(居所)を決めたり、就職の許可をしたりすることができます。成年に達すると、このような親権に服することがなくなります。

○ 成年に達することの意義

私たちの社会は、多くの個人や団体が無数の契約によってつながることによって形成されているということができます。「一人で契約を結ぶことができ

るようになる」ということは、このように契約で形成された社会に一人前の構成員として迎え入れられ、契約を通じて、自分が選択した生き方を実現することができるようになるという捉え方もできます。

○ 成年年齢引下げの背景

成年年齢引下げの背景には、18歳以上の若者の社会参加を促すという大きな社会の流れがあります。

その端緒は、平成 19 年に成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律」です。この法律は、憲法改正国民投票の投票年齢を 18 歳と定めるとともに、政府に対し、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢の 18 歳への引下げを検討するよう求めるものでした。その後、平成 27 年には公職選挙法の選挙権年齢が 18 歳に引き下げられ、平成 28 年の参議院議員通常選挙から 18 歳選挙権が実施されました。

また,世界的には成年年齢と選挙権年齢をともに18歳と定めるのが主流で,約190の国・地域のうち約4分の3が,18歳を成年年齢と定めています。

○ 社会の構成員となる責任の自覚

成年年齢の引下げに当たっては、若者がこれから社会の中心的な担い手であり、18歳、19歳の方が大人として社会、経済における責任ある経験を積み、社会の構成員として重要な役割を果たすことが、これからの日本社会を活力あるものとすることにつながるという議論がありました。成年年齢の引下げには、これから18歳で新たに成年となる若い方々に対して、そのような社会の構成員となることの責任を自覚して、社会で存分に活躍して欲しいという願いが込められています。

第2話「契約は人と人との約束」のポイント

- 契約とは、お金を払って人からモノ・サービスの提供を受けたり、働いて お金をもらったりする約束のこと。
- 私たちは、日常生活を送るに当たって多くの契約を結んでいる。電車やバスの利用、コンビニ等での買い物も契約に当たる。
- 未成年者は、親権者の同意を得ずに契約をした場合、年齢だけを理由に契約を取り消す(なかったことにする)ことができる。これに対し、成年に達した者は、年齢だけを理由に結んだ契約を取り消すことはできない。
- 契約をするかどうか、どのような内容の契約を結ぶかは自由だが、一度契約を結ぶと、その内容を守る義務を負う。
- 契約を結ぶ際には、契約によって得られるものと支払う対価の内容を踏ま え、その契約を結ぶことが自分に必要かをよく考えることが大切。

(解説)

第2話「契約は人と人との約束」は、契約とは何か、契約を結ぶとはどういう ことか等について解説しています。

契約とは、お金を払って人からモノ・サービスの提供を受けたり、働いてお金をもらったりする約束のことです。契約というと難しいイメージを持つ方もいるかもしれませんが、契約は日常生活に密接に関わります。例えば、電車・バスの利用やコンビニ等での買い物も契約に当たります。

契約をするのに書面(契約書)による必要はなく、原則として口頭の合意によっても成立します(ただし、重要な契約では、その内容を明確にしておく、証拠を残すなどの観点から、契約書が作成されることが多いといえます。)。

未成年者は判断力が未熟な場合があるため、親の同意なく契約をしても「契約当時未成年だった」というだけで、契約を取り消すことができます(未成年者取消権)。他方、成年に達した方が結んだ契約は、年齢だけを理由として取り消すことができません(取り消すことができるのは、詐欺や事業者の勧誘方法に問題があった場合等、法律で定められた場合に限られます。)。成年年齢が18歳、19歳に引き下げられると、18歳、19歳の方は、契約を結ぶか否か、どのような契約を結ぶかを自分で判断することができるようになりますが、その反面、一度契約を結べば、簡単には契約を取り消すことができず、その内容を守る義務を負うことになります。なお、18歳、19歳の方が結ぶことのできる契約の種類や金額に制限はありません。

成年に達した後は、契約を結ぶかどうかを判断するに当たって、契約によって 得られるものが必要なのか、支払う対価の内容が妥当なのかなどを、よく吟味し、 考えることが大切です。

第3話「消費は賢く」のポイント

- わざと消費者に勘違いをさせたり、冷静に判断できない状況を作り出すな ど、商取引上の駆引きとして許される限度を超えた不当な方法で契約を締 結させる取引方法を「悪質商法」という。
- 年齢だけを理由に契約を取り消すことができなくなることにより、18歳、 19歳の若者が悪質商法のターゲットとなるおそれが指摘されている。
- 悪質商法については、成年に達した後に結んだ契約であっても、取り消す ことができる場合がある。
- 自分が買った商品を友達に勧めて、買ってもらえたら紹介料をもらえるような話(いわゆるマルチ商法)にも注意が必要。多額の債務を負うことになったり、家族や友人との人間関係を破壊してしまうことがある。
- 悪質商法の類型を全て覚えるのは困難なので、怪しいと思ったら、契約を 結ぶ前にまず誰かに相談することが何よりも大切。 周りの人に相談したり、消費者ホットライン「188」(いやや)という窓口 を活用してほしい。

(解説)

第3話「消費は賢く」は、契約を結ぶにあたって気を付けるべき勧誘方法等に ついて解説しています。

世の中には、不当な方法で契約を締結させる取引方法もあり、「悪質商法」などといわれています。年齢だけを理由に契約を取り消すことができなくなることにより、18歳、19歳の方々が悪質商法のターゲットとなるおそれがあるとの指摘があるため、18歳、19歳の方々がこれらに対処するための方法を知っておくことは重要です。

悪質商法への対処方法として、契約を取り消すことができる場合が法律で定められています。事業者が消費者に事実と異なることを告げた場合や、勧誘場所から消費者を退去させない場合などが代表的なものであり、このような場合には、成年に達した後に結んだ契約でも、取り消すことができます。

また、いわゆるマルチ商法は買ったものを誰かに売らないと損をする仕組みなので、借金をして買った商品が売れなくて借金だけが残ったり、無理に友達や 親族に売ろうとして人間関係が壊れたりすることがあります。

どのような場合に契約を取り消せるかは、第3話の「解説」でも説明していますが、全て覚えることは困難です。うまい話は何かおかしいかもしれないという意識を常に持ち、疑問に思ったら「契約をする前に」信頼できる周囲の大人に相談することが大切です。また、消費者ホットライン「188」(いやや)という窓口も活用してください。

第4話「クレジットカードの利用は慎重に」のポイント

- クレジットカードの仕組みは、カード会社が利用代金を立替払いし、利用 者は代金をカード会社に後払いするというもの。 その時点で持っている金額以上の買い物ができる。
- カード会社に対する支払方法には、一括払い、分割払い、リボ払い等があるが、分割払いとリボ払いには所定の手数料がかかる。 一回の支払金額を小さくすれば短期的には負担が少ないが、長期的に見れば多くの手数料を支払うことになる。
- 月々の支払を滞納してしまうと、信用が傷つき、将来クレジットカードを 作れなくなったり、ローンを組めなくなる可能性がある。
- 万が一,月々の支払ができなくなってしまっても,放っておくのは禁物。 専門家の力を借りて計画的な返済方法を合意する方法(任意整理)や,裁 判所での法的な手続(破産手続等)があるので,まずは信頼できる人に相 談することが大切。

(解説)

第4話「クレジットカードの利用は慎重に」は、クレジットカードの仕組みや、 その利用に当たっての注意点等について解説しています。

クレジットカードを利用すると、その時点ではカード会社が商品の代金等を 立替払いしてくれるので、利用時に持っている金額以上の買い物をすることが できますが、利用者は後から立替分をカード会社に払う必要があります。

カード会社に対する支払方法のうち、分割払いは、回数を決めて利用代金をその回数に分割して支払うもの、リボ払いは、一回に払う金額を決めて利用代金を 完済するまで支払うものです。

分割払いやリボ払いを利用すると手数料がかかります。そして,この手数料は, 一般に,元金の額に対して年○○パーセントという形で計算されます。

分割払いの支払回数を多くしたり, リボ払いの一回当たりの支払金額を少なくすれば当面の支払金額は減りますが, 支払期間が長期にわたるため, 結果的には多くの手数料を支払わなければならなくなります。

支払を滞納してしまうと、信用が傷つき、将来クレジットカードが作れなくなったり、ローンが組めなくなるおそれがあります。万が一、月々の支払ができないほど買い物をしてしまった場合には、任意整理や破産手続などの法的な手続で債務を整理する必要があります。

第5話「成年はお酒もOK?」のポイント

- 成年年齢が 18 歳に引き下げられても、飲酒はこれまでどおり 20 歳から。
- 20歳になっても、「飲み会」でのお酒との付き合い方には注意が必要。 急に多量のお酒を飲むと急性アルコール中毒で死亡する危険があるので、 場の雰囲気に流されて多量のお酒を飲んだり飲ませたりしてはいけない。
- 同席者にお酒を勧め、同席者が急性アルコール中毒で死亡した場合に、勧めた者が損害賠償責任を負うとされた事例もある。
- 飲酒運転も非常に危険。絶対にしてはならない。 自分自身がするだけではなく、他人の飲酒運転につながる行為(車に乗る 予定がある人にお酒を飲ませたり、お酒を飲んだ人に車を貸す行為)も、 犯罪であり、刑罰の対象となる。
- お酒を飲んで自転車に乗る行為も飲酒運転に当たる。
- 飲酒以外にも、喫煙や競馬・競輪等の投票券の購入も20歳から。

(解説)

第5話「成年はお酒もOK?」は、成年年齢引下げ後も飲酒の制限年齢は変わらないことや、お酒に関する注意点等について解説しています。

飲酒の制限年齢がこれまでどおり 20 歳からとされたのは,飲酒の年齢制限は若年者の依存症防止等の健康上の理由に基づくものであり,契約に関する判断力などとは趣旨が異なるからです。なお,20歳になっても,お酒を長期間にわたって多量に飲むことによる健康上の悪影響には留意することが大切です。お酒を飲み過ぎると,脳や肝臓等に悪影響が出るとの指摘があります。

また, 高校を卒業して大学に入ったり就職したりするとお酒に接する場面も 増えますが,「飲み会」でのお酒との付き合い方にも注意が必要です。

急に多量のお酒を飲むと、急性アルコール中毒によって死亡する危険があります。飲み会の場の雰囲気に流されて多量にお酒を飲んだり人に飲ませたりすると、取り返しのつかない結果を招くことがあります。過去には実際に飲み会の参加者が急性アルコール中毒で死亡した例もあり、その中には、そのほかの参加者が民事上又は刑事上の責任を負うとされた事案もあります。決して、無理に飲んだり、飲ませたりしてはいけません。

飲酒運転も厳禁です。自分が運転する場合だけではなく、飲んだ人に自動車を貸したり、これから自動車に乗る人にお酒を飲ませることも刑罰の対象です。

なお、喫煙や競馬・競輪等の投票券の購入も、これまでとおり20歳からです。

第6話「SNS は便利で怖い」のポイント

- SNS は私たちの生活を豊かにしてくれるものだが、その利用方法によっては、被害者にも加害者にもなり得る。
- SNS に投稿した写真から個人情報が漏洩したり、他の人には見られたくない写真を渡した相手にそれを拡散されてしまう等の被害が生じている。
- SNS上であっても、相手を傷つけるような投稿をしてはならない。誹謗中傷を受けた人が自らの命を絶つという悲惨な事例も生じている。
- 相手を傷つけるような投稿をした場合には、民事上の損害賠償責任を負ったり、刑罰の対象となったりすることがある。
- SNS上で誹謗中傷を受けたときには、投稿の削除を求めたり、損害賠償の支払を求めたり、投稿者の処罰を求めるという対応方法があり得る。それぞれに対応した相談窓口を活用することも有益。

(解説)

第6話「SNS は便利で、怖い」は、被害者にも加害者にもならないための SNS の利用方法に関する留意点について解説しています。

SNS は色々な人とのコミュニケーションの機会を提供してくれる大変便利なものですが、その利用方法によっては、被害者にも加害者にもなり得えます。

SNS に写真や動画等を投稿する機会も多いと思いますが、その中に含まれている様々な情報から個人情報が漏洩することがありますので、写真等を投稿する際には注意が必要です。

また、SNSで知り合った人に他の人には見られたくない自分の写真を渡した後に、その写真が拡散されるという被害も生じています。SNS上で知り合った相手から例えば性的な写真を要求された場合、決して応じてはいけません。

近年,インターネット上の誹謗中傷の事例が後を絶ちません。相手が目の前にいないためにそのハードルが下がっているのかも知れませんが,被害者側からするとその被害は大きく,特に,同調したたくさんの人から誹謗中傷を受けた被害者の精神的ダメージは計り知れません。実際に,そのような誹謗中傷を受けた被害者が命を絶つという事例も生じています。

軽い気持ちで投稿したとしても、それによって被害者を傷つけた場合には、民事上又は刑事上の責任を負うことがあります。投稿内容や数によっては、100万円を超える損害賠償義務があると判断されることも珍しくありません。

SNS 上で誹謗中傷を受けてしまった場合には、①プロバイダ事業者に投稿の削除を求める、②民事上の損害賠償を求める、③処罰を求めるなどの対応方法がありますが、いずれも行政や専門家の助力を得ることが有益です。第6話の解説に掲載している相談窓口フローチャートも参考としてください。

マンガやクイズで楽しく学べるウェブサイト



2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。

「大人への道しるべ」は、大人になるまでに知っておきたいことを、 マンガやクイズで楽しく学べるウェブサイトです。

大人

契約

消費者 契約 クレジット カード

お酒

SNS

、この資料は、6つのテーマのポイントをまとめたものです。 詳しくは「大人への道しるべ」をご覧ください。

https://seinen.go.jp/

第1話「大人って何?」



- 成年年齢とは、
 - ① 一人で有効な契約ができる年齢
 - ② 親権に服さなくなる年齢 のこと。
- 成年になると、親の同意なく契約を結ぶことができる</u>反面、結んだ契約を守る責任を負う。
- 一人で契約をすることができるということは、<u>社会に一人前</u> の構成員として迎え入れられるという意味を持つ。
- 成年年齢の引下げには、18歳、19歳の方に社会で活躍して欲しいという願いが込められています。みなさんも大人としての自覚を持って、一緒に社会を作っていきましょう。

第2話「契約は人と人との約束」



● 契約とは、

お金を払って人からモノ・サービスの提供を受けたり、働いて お金をもらったりする**約束**のこと。

- ※合意で成立する(口頭でもOK)。
- 成年になると年齢だけを理由に契約を取り消すことができず、 結んだ契約を守る責任を負う。
 - ※未成年者は、自由に使ってよいと言われた<u>お小遣いの範囲内</u>:親の同意なく 契約できる

<u>上記の範囲外</u>:契約を自分や親が取り消すことができる = 未成年者取消権

契約をするときは、

それが**自分に必要なものかをよく考えることが大切**。



第3話「消費は賢く」



- ◆ わざと人をだましたり、人が困っていることにつけこんで契約を締結させたりする悪質商法は要注意!
- 例えば、次の場合、結んだ契約を取り消すことができる。
 - この商品は絶対に値上がりすると言われて10万円の金融商品を買ったが、 その後暴落した(**断定的判断の提供**)
 - 付き合っていると思っていた相手から、これを買ってくれないと別れると言われて やむなく高価な宝飾品を買わされた(デート商法)
 - ※ 自分が買った商品を友達に勧めて、買ってもらえたら紹介料をもらえるという誘い (マルチ商法) にも注意しよう。
- 怪しいと思ったら、周りの人や消費者ホットライン「188」に相談しよう。





第4話「クレジットカードの利用は慎重に」



- クレジットカードは、
 カード会社が利用者を信用して立替払いしてくれることによって、後払いができるもの。
 - **= その時に持っている金額以上の買い物ができる**
- さまざまな支払方法がある。

□ 一括払い: 1か月分の利用金額を、翌月の支払日に<u>まとめて</u>支払う

□ 分割払い:ある買い物の金額を、数回に分けて支払う

ロ リボ払い: 支払うべき残高に対して、毎月一定の金額を支払う

※支払額を少なくしても、**長期的には多額の手数料を支払うことになる**こともある!

 支払を滞納すると、信用が傷つき、将来カードが作れなく なったり、ローンが組めなくなったりすることもある。万が一、 支払ができなくなっても、様々な救済手続があるので、 放っておかず、信頼できる人に相談しよう。



第5話「成年はお酒もOK?」



- 成年年齢が18歳になっても、飲酒は20歳からのまま。
- 20歳になっても、
 お酒を長時間多量に飲むと、
 ことから、
 適量で楽しむこと。
- 「飲み会」で、
 場の雰囲気に流されて多量のお酒を飲む(飲ませる)と、
 急性アルコール中毒で死亡する危険がある。
- 飲酒運転も<u>非常に危険</u>。自分がするだけでなく、<u>他人の</u> 飲酒運転につながる行為も禁止(刑罰等の対象)。
 - <u>喫煙や競馬・競輪などのギャンブル</u>も、20歳から。

第6話「SNSは便利で怖い」



- SNSは、
 - <u>私たちの生活を豊かなものにしてくれる</u>一方、 利用方法によっては、<u>被害者・加害者になり得る</u>もの。
- 例えば、個人情報の漏えい、誹謗中傷、見られたくない 写真などの拡散といったリスクがある。
- SNSの投稿により傷つけられた場合の対処法には、
 - ① 運営者に投稿の削除を求める
 - ② 投稿した人に損害賠償を求める
 - ※ 匿名の投稿であっても、必要な手続をとれば、 書き込んだ人を特定することができる
 - ③ 投稿した人の処罰を求める などがある。

